

公益社団法人神奈川県環境保全協議会 御中

神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課長
(公 印 省 略)

高濃度 P C B 廃棄物処理施設の事業終了に伴う
貴団体会員様への周知について (依頼)

本県の廃棄物行政につきましては、日頃から御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、ポリ塩化ビフェニル (以下「 P C B 」) 廃棄物及び高濃度 P C B 使用製品 (以下「 P C B 廃棄物等」) については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、定められた期間内に処理することが義務付けられています。

1 依頼事項

別添リーフレットや高濃度 P C B 廃棄物等の発見事例に係る資料を参考にいただき、今一度、高濃度 P C B 廃棄物等が残存していないかについて、貴団体会員様への周知に御協力いただきますようお願いいたします。

周知にあたっては、別添資料の電子データの御提供や、機関紙・メールマガジン等の文例についてもこちらで提案できますので、お気軽に御相談ください。

2 経緯

高濃度 P C B 廃棄物の処理施設である中間貯蔵・環境安全事業株式会社 (J E S C O) の東京及び北海道処理事業所は、令和 8 年 3 月 31 日までの事業終了を見据えて既に事業終了準備期間に入っており、事業終了後は J E S C O において高濃度 P C B 廃棄物の処分ができなくなります。

本県内の事業者の皆様におかれましては、これまで高濃度 P C B 廃棄物等の調査及び適正処理を進めていただいていたしましたが、処分期間終了後に建屋の建替工事や照明器具の L E D 化工事等に伴い高濃度 P C B 廃棄物が発見される事例が複数発生しております。

3 その他

低濃度 P C B 廃棄物の処分期間は令和 9 年 3 月 31 日までです。

低濃度 P C B 廃棄物の分析及び処理については、別添リーフレットのとおり、令和 7 年 4 月 1 日から公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が申請窓口となり、中小企業等向けの支援 (助成制度) が開始されますので、貴団体会員様への周知について、併せて御協力いただきますようお願いいたします。

問合せ先

適正処理グループ 公文、山田、中野

電話 045-210-4151

電子メール pcb.tyosa@pref.kanagawa.lg.jp